

当医院からのご案内

◆当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生(支)局に届出を行っています。

□ (歯訪診) 歯科訪問診療料の注 13 に規定する基準

在宅で療養している患者さんへの診療を行っています。

□ (歯リハ 2) 歯科口腔リハビリテーション料2

顎関節症の患者さんに、顎関節治療用装置を製作し、指導や訓練を行っています。

西野きむら歯科 管理者(院長): 木村 慎吾